3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4　委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5　委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6　委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十七条　健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十八条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十九条　見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十条　見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができる。この見直しにおいては、特に、この協定の運用、追加的な特定措置の履行要求（ライセンス契約に関連するものを含む。）の禁止、企業の社会的責任及び投資の漸進的な自由化を考慮することができる。

第三十一条　最終規定

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2　この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

3　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

4　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月二十六日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語の三の言語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
田中径子

ウルグアイ東方共和国のために
ルイス・ポルト

附属書Ⅰ　第十条1に規定する措置に関する留保

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第十条1の規定に従って記載するものである。

(a)　第三条（内国民待遇）
(b)　第四条（最恵国待遇）
(c)　第八条（特定措置の履行要求）
(d)　第九条（経営幹部及び取締役会）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。
(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。
(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。
(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続され、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。
(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を一般的な形で記載し、この記載は拘束力を有しない。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関する全ての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、他の全ての事項に優先する。

4　「留保の種類」に特定する義務は、第十条1の規定に従い、「措置」に明示する法令その他の措置については、適用しない。

5　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一		
分野		農林水産業（植物育成者権）
小分野		
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一一九	その他の耕種農業
	ＪＳＩＣ　〇二四三	山林種苗生産サービス業
	ＪＳＩＣ　〇四一三	藻類養殖業
	ＪＳＩＣ　〇四一五	種苗養殖業
留保の種類	内国民待遇（第三条）	
	最恵国待遇（第四条）	
政府の段階	中央政府	
措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条	